

平成23年度さいたま市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給 水 件 数	563,970 件
(2)年 間 総 給 水 量	135,880,020 m ³
(3)一 日 平 均 給 水 量	371,257 m ³
(4)主要な建設改良事業	
施設整備事業 事業費	7,485,229 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益	31,740,720 千円		
第1項 営 業 収 益	31,681,273 千円		
第2項 営 業 外 収 益	58,991 千円		
第3項 特 別 利 益	456 千円		
			支 出
第1款 水道事業費用		27,445,202 千円	
第1項 営 業 費 用		25,265,705 千円	
第2項 営 業 外 費 用		2,131,338 千円	
第3項 特 別 損 失		28,159 千円	
第4項 予 備 費		20,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 14,006,142 千円は、建設改良積立金 147,252 千円、過年度分損益勘定留保資金 924,172 千円、当年度分損益勘定留保資金 7,316,930 千円、繰越利益剰余金処分額 2,849,324 千円、当年度利益剰余金処分額 2,381,242 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 387,222 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,985,557 千円
第1項 企業債	1,251,000 千円
第2項 負担金及び寄附金	1,664,557 千円
第3項 補助金	70,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	16,991,699 千円
第1項 建設改良費	11,751,133 千円
第2項 償還金	5,230,566 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水ポンプ更新事業	平成24年度	129,150 千円
施設耐震化事業	平成24年度	119,441 千円
浄配水場水質監視システム賃貸借	平成23年度から 平成27年度まで	308,448 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	1,251,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,301,636 千円

(2) 交際費 425 千円

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 5,230,566 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 5,230,566 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、686,670 千円と定める。

平成23年2月1日 提出

さいたま市長 清水 勇 人